

## 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱

### (設置・目的)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画となる清瀬市教育総合基本計画（以下「教育総合計画」という。）の検討を目的として、清瀬市教育総合計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に定める事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 学校教育の在り方に関すること。
- (2) 地域教育及び社会教育の在り方に関すること。
- (3) その他教育に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する委員17名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 社会教育委員の代表
  - (3) 市立学校校長の代表
  - (4) 保護者の代表
  - (5) 公募の市民
  - (6) 体育協会の代表
  - (7) 文化協会の代表
  - (8) 青少年問題協議会の代表
  - (9) 就学前教育の代表
  - (10) 図書館協議会委員の代表
  - (11) 博物館協議会委員の代表
  - (12) 高等学校の校長
- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長及び副委員長は、教育長が委員のうちから指名する。
  - 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(公募委員)

- 第4条 策定する教育総合計画に、地域住民の意見を十分に反映するため、市内在住で18歳以上の市民を公募の上、4名を上限として検討委員会の委員とする。
- 2 公募の結果、応募者が4名を上回る場合、応募者から提出された論文を別に定める論文審査会にて評価を行い、委員を決定する。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

- 第6条 検討委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

- 第7条 検討委員会の設置期間は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則（平成27年6月19日訓令第3号）

（施行期日）

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附則（平成27年12月1日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

清瀬市教育総合計画検討委員会委員名簿

|    | 要綱上の選出区分    | 所属団体<br>(役職)等  | 氏名     | 備考   |
|----|-------------|----------------|--------|------|
| 1  | 学識経験者       | 帝京大学教授         | 中田 正弘  | 委員長  |
| 2  | 社会教育委員の代表   | 社会教育委員         | 島澤 良次  |      |
| 3  | 市立学校校長の代表   | 芝山小学校          | 佐藤 強   |      |
| 4  |             | 清瀬第三中学校        | 村田 政司  | 副委員長 |
| 5  | 保護者の代表      | 清瀬第八小学校        | 福島 崇子  |      |
| 6  |             | 清瀬第二中学校        | 齊藤 しのぶ |      |
| 7  | 公募の市民       | 1              | 菊地 政明  |      |
| 8  |             | 2              | 矢澤 洋子  |      |
| 9  |             | 3              | 和田 裕美  |      |
| 10 |             | 4              | 林 光夫   |      |
| 11 | 体育協会の代表     | 会長             | 広瀬 洋   |      |
| 12 | 文化協会の代表     | 会長             | 西澤 陽子  |      |
| 13 | 青少年問題協議会の代表 | 委員             | 中西 宣長  |      |
| 14 | 就学前教育の代表    | 会長             | 内野 光裕  |      |
| 15 | 図書館協議会委員の代表 | 会長             | 小苺米 清弘 |      |
| 16 | 博物館協議会委員の代表 | 会長             | 齊藤 隆雄  |      |
| 17 | 高等学校の校長     | 東京都立清瀬特別支援学校校長 | 土田 豊   |      |

## 清瀬市教育総合計画検討委員会委員会議日程

| 日 時  | 会 場               | 議 題 等   | 備 考                     |
|--|-------------------|---|-------------------------|
| <b>第 1 回</b><br>平成 27 年 12 月 16 日<br>午前 10 時から | 健康センター<br>第 1 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会設置主旨説明</li> <li>・ 委員紹介・委嘱状交付</li> <li>・ 現行計画の概要説明等</li> </ul> |                         |
| <b>第 2 回</b><br>平成 28 年 1 月 22 日<br>午後 2 時から   | 第 2 委員会室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想部分案の提示、検討</li> </ul>   |                         |
| <b>第 3 回</b><br>2 月 23 日<br>午前 10 時から          | 健康センター<br>第 1 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想部分、実行計画部分の課題等の報告（学校教育部会、地域教育部会）を受け、協議</li> </ul>             |                         |
| <b>第 4 回</b><br>4 月 日<br>午後 時から                |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題協議</li> <li>・ 中間報告案の検討</li> </ul>                              |                         |
| <b>第 5 回</b><br>5 月 日<br>午後 時から                |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告の決定</li> </ul>   | パブリック<br>コメント<br>約 1 カ月 |
| <b>第 6 回</b><br>7 月 日<br>午後 時から                |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント、教育委員会の意見を参考に協議（必要があれば修正）</li> </ul>                    |                         |
| <b>第 7 回</b><br>8 月 日<br>午後 時から                |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育総合計画案を最終確認</li> <li>・ 教育長に計画案を提出</li> </ul>                    |                         |

※平成 28 年度の予定は、別途決定します。

## 清瀬市教育総合計画検討委員会の公募委員に係る論文審査要領

### (目的)

第1 清瀬市教育総合計画検討委員会の公募委員の決定にあたり、応募者が予定数を上回る場合、応募者から提出される論文審査を行うため、必要な事項を定める。

### (審査委員会)

第2 論文審査は、清瀬市の教育に関する知識及び理解度を見極める必要があるため、審査委員会を設けて審査にあたるものとする。

### (審査基準)

第3 論文の採点方法は、別添「論文採点表」を用いて論文基礎及び論文内容を数値化し、60点を基準点数として加点又は減点により採点する。

### (審査結果)

第4 上記3により論文の採点を行った結果、得点上位の者から順に公募委員とする。

2 採点結果については、論文提出者本人からの請求があれば、本人に限り公開するものとする。

### 附則

この要領は、平成27年7月 1日から施行する。

清瀬市教育総合計画検討委員会・公募委員選考論文論採点表

|      |  |    |  |
|------|--|----|--|
| 応募番号 |  | 氏名 |  |
|------|--|----|--|

|                |                            |  |               |      |                 |               |                 |
|----------------|----------------------------|--|---------------|------|-----------------|---------------|-----------------|
| I<br>論文<br>基礎  | 1<br>形式要件                  | 論文の文字数は規定の文字数を満たしているか。(8割～10割)                             | -             | -    | 0<br>(20)       | -10           | -20<br>6割<br>以下 |
|                | 2<br>文章力・<br>表現力等          | 誤字・脱字等がなく、文章技法(主語・述語の関係等)に基づいているか。また、表現が適切であって、文章が分かりやすいか。 | +5            | +2.5 | 0<br>(5)        | -2.5          | -5              |
|                | 3<br>論理性・<br>構成力           | 論文全体の構成が良くできているか、筋道が良くとおっているか。<br>(見出し・起承転結のつながり)          | +5            | +2.5 | 0<br>(5)        | -2.5          | -5              |
| II<br>論文<br>内容 | 1<br>問題意識<br>(序、はじめに)      | 地域の教育課題を正確に解釈し、出題の意図をくみ取っているか。<br>(基本的な問題点・解決方法の設定)        | +10           | +5   | 0<br>(10)       | -5            | -10             |
|                | 2<br>内容<br>(解決策)           | 高い意識と教養によって支えられた内容となっているか。<br>(具体的な問題点・解決方法の設定)            | +10           | +5   | 0<br>(10)       | -5            | -10             |
|                | 3<br>独創性・<br>自己主張<br>(まとめ) | 知識の寄せ集めでなく、委員となった場合の自己見解としてまとめているか。<br>(自己目標の設定、決意表明)      | +10           | +5   | 0<br>(10)       | -5            | -10             |
|                |                            |  | 加点集計<br>(+ 点) |      | 基準<br>点数<br>60点 | 減点集計<br>(- 点) |                 |
|                |                            |  |               |      | 論文<br>総合点       |               |                 |